# ☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース　第 97 号　2021.12.13　☆☆

12 月に入り、ワクチン先行接種医療機関の医療従事者を対象に追加（3 回目）接種が始まりました。七十二侯では熊も冬眠のために穴に籠もる頃とされ寒さも一段と厳しくなりますが、幸い今のところインフルエンザ流行の兆しは見られません。しかし新型コロナウイルス、オミクロン株の拡大は懸念され十分な備えが必要です。

## ワクチン追加接種（3 回目接種）について

ワクチン追加接種について、マスコミからの情報や様々な意見が耳に入ると思いますが、国からはこの一週間で大きな方針転換や通知は示されておりません。

先日、仙台市よりワクチン接種協力医療機関を対象に、追加接種にかかわるアンケートが送られました。対象の 560 医療機関のうち 94%近い医療機関よりご回答をいただき、多くの医療機関から追加接種にご協力いただけるというご返事がありました。また集団接種も２回目まで同様の会場が確保され同数の接種に対応できる見込みであり、大規模接種も再開が発表されました。追加接種事業全体の大枠では**2 回目接種医療機関で追加接種を受けていただく**方向ですすめられそうです。会員の皆様のご協力に改めて感謝いたします。

しかし一部の医療機関では個別の事情から追加接種は困難とのご回答もあり、また接種協力医療機関でもファイザー社製ワクチン単独では２回目を接種された人数分は確保できない見込みに変わりはなく、**個別接種において希望するワクチンでの接種を予約ができない被接種者の方**については**集団接種、大規模接種などでの予約**をご検討いただく必要が出てくる見込みです。ただし**集団接種においてもファイザー社製ワクチンよりもモデルナ社製ワクチンを多く使用せざるを得ない**状況は同様で、大規模接種でも当面はファイザー社製ワクチンが使用されるものの、モデルナ社製ワクチンが承認され次第、使用ワクチンの変更が検討されるなど、地域全体として追加接種については交互接種を念頭においた対応が必要な状況です。

このような状況で現行の１・２回目接種、追加接種のファイザー社製ワクチンは無駄なく使用する努力が求められますが、同時にわかりやすい接種方法で**ミスなく安全に接種を進める**ことが必要です。特に以下の点にご注意ください。

- 現行の接種対象者は２回目接種完了から**原則 8 カ月を経過した 18 歳以上の希望者**です。現状、接種間隔に係る例外的取扱いについてはクラスターの発生した医療機関や施設とされております。
- 薬事承認上、追加接種は「2 回目接種の終了後 6 月以上の間隔をおいて」接種するものとされているため、万が一国が原則として掲げる８カ月に満たない場合でも、**6 カ月**以上経過している場合には、予防接種法に基づく接種とされ被害救済制度の対象となります。
- 仙台市ではミスなく安全に接種を進めるため、接種対象者はご自宅に送付された**接種券一体型予診票を持参して接種を受けていただくことを強く推奨**しております。接種券一体型予診票は８カ月経過する前の月末に対象となる市民宛に送付される予定ですが、今後前倒し発送の準備もされております。その場合でも、6 カ月より前に発送されることはない予定です。
- 一方で、ワクチンを無駄にしないための措置などとして、6 カ月を経過していれば**接種券一体型予診票の届いていない方への接種は可能**です。対応マニュアルは国から示されており、後日仙台市から接種協力医療機関へ送付される接種マニュアルにも記載されます。ただし接種時に必要となる**“接種券なしの追加接種用予診票”は、診療録の一部として 5 年以上の保存が必要**であり、後日被接種者に送付される**“接種券一体型予診票”は ＶＲＳ登録や接種費用の請求のために写しの提出が必要**になります。そのため、接種券一体型予診票送付後に改めて**被接種者、医師それぞれの署名も含めた内容の転記**が必要になり、煩雑な作業が求められます。

ワクチンの接種時期や供給状況、接種券の発送、予約の方法などの内容は、接種券に同封される説明文書や仙台市の広報誌、メディアの協力で広く市民に周知が進められます。医師会としても個別接種、集団接種で**最大限市民の方のご要望に沿えるよう準備**する必要があります。

今後、随時アンケートへのご協力、ニュースや通知にご注意いただきますようお願いいたします。

**使用ワクチンについて**

１つの接種会場（医療機関）で**複数のワクチンを使用するには**、以下の内容が求められます。

1）ワクチンごとに**接種日時や場所を分ける**。

2）**容器・管理を明確に分ける**。

3）**接種関連器具・物品を区分し責任者・担当者**を置く

**１．（大人用）ファイザー社ワクチン、COMIRNATY**

追加接種はこれまでと同様です。保存期限は**－25～－15℃の冷凍で 14 日間、2～8℃の冷蔵で 1 カ月間**となります。**希釈後は 6 時間**で使い切る必要があります。

**２．武田／モデルナ社ワクチン**（現状未承認。なお、早ければ今週中に承認される可能性あり）

**移送温度は－20℃以下**ですが、**3 時間以内であれば揺れを減らすよう慎重な取り扱いで 2～8℃でも可**となります。ただし**再凍結は不可**です。保存期限は**－25～－15℃の冷凍で製造後 9 カ月有効期間まで**であり、**2～8℃の冷蔵で 30 日間**となります。接種時に**希釈する必要はなく**、3 回目では**1 回 0.25ml の投与**となります（1・2 回目は 0.5ml）。**1V から 15 回分**確保できますが、**一旦穿刺したバイアルは 6 時間**で使い切る必要があります。

**３．小児（5 歳以上 11 歳以下）用ファイザー社ワクチン、**（現状未承認）

現在、接種ご協力についてアンケートが行われています。１．の大人用のものとは濃度、用量が異なります。**5～11 歳の小児には必ず小児用ワクチンを使用**します。保存期限はディープフリーザーから出した後 **2～8℃で 10 週間**、再凍結不可。**室温では希釈前の 12 時間、希釈後は 2～30℃で 12 時間**となります。1.3ml の薬液を 1.3ml の生食で希釈し、**0.2ml を筋注**します。**1V から 10 回分確保**されます。

**仙台市における新型コロナウイルスワクチン接種の現状**

この度、１・２回目接種にひと区切りついたことから、仙台市からの情報提供は一旦休止されます。追加接種については後日再度検討されます。ただし仙台市 HP の接種実績は週１回更新されますので、直近の接種率をご確認ください。

**新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について（R3.12.9）**

厚生労働省より、「特例の延長について」発出されました。新型コロナワクチン接種の実施期間が令和 4 年 2 月から同 9 月まで延長されたことに伴い、**特例措置についても同様に延長**されます。ワクチン接種業務に従事する医療職以外（事務職等）については、一時的に収入が増加する場合について以前の事務連絡において示された以下の取り扱いに沿って適切に対応するよう記載されています。

・認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により一時的に収入が増加し、直近 3 カ月の収入を年収に換算すると 130 万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。

・被扶養者認定を受けている方の過去１年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その１年間のみ上昇し、結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

ただしこの特例は、**あくまでも社会保険における被扶養者認定におけるもの**であり、**税制上の特例ではない**ことにご注意ください。

**「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（暫定版）」について(R3.12.1)**

https://www.mhlw.go.jp/content/000860932.pdf

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（暫定版）」が作成されました。いわゆる**後遺症に関する知見**がまとめられています。

【概要】COVID-19 の診療・治療等、診療のアプローチ・フォローアップ方法について、医療従事者等の助けとすることを目的に「診療の手引き」の別冊として、罹患後症状についてとりまとめたもの。

【内容】 WHO の定義：COVID-19 の罹患後症状（いわゆる遷延症状あるいは後遺症）の紹介。現時点の知見等を基にした、かかりつけ医等の医療従事者向けの診療や経過観察のあり方のまとめ。かかりつけ医等がどの範囲まで対応し経過観察するのか、どのタイミングで専門医の受診を勧めるのか等について、各症状（呼吸器、循環器、嗅覚・味覚、精神・神経、痛み）ごとに記載。小児へのアプローチや筋力低下等に対するリハビリテーション、及び職場等への復帰に関する 産業医学的アプローチも記載。

**ニュース部、ワクチン担当チームより　(97 号担当　福壽岳雄)**

10 月 31 日現在の東北大学のまとめによると、1 万人以上の感染者が発生した 23 都道府県中、人口当たりの死亡者数、感染者当たりの死亡者数で宮城県は最小であったということです。今後も行政、大学と連携し市民の命と健康を守るため努力したいと思います。ご協力をお願いいたします。

**仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。**

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp